

貿易取引をサポートする
貿易保険のご案内 VII

2026年4月発行

海外投資保険

2025-42-A



目次

| | | | | |
|------------|-----|---|------------|-----|
| はじめに | p1 | 4 | 支払保険金の算出方法 | p12 |
| 1 保険の対象 | p3 | 5 | 各種手続き | p14 |
| 2 てん補リスク | p5 | | 保険契約締結まで | p14 |
| 収用・権利侵害リスク | p6 | | 保険期間中 | p18 |
| 戦争・不可抗力リスク | p7 | | 保険事故時 | p20 |
| 送金不能リスク | p8 | 6 | ご参考 | p22 |
| 3 保険設計 | p9 | | 環境審査 | p22 |
| 保険対象額、保険金額 | p9 | | 事業拠点等特約 | p23 |
| 年間保険料、保険期間 | p10 | | 契約違反リスク特約 | p24 |
| 保険設計プラン | p11 | | 相談窓口 | p25 |

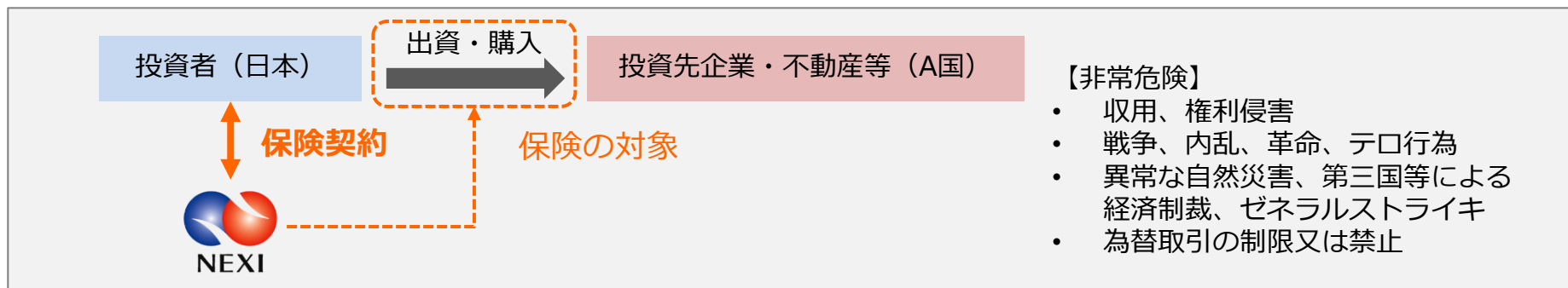
本書は海外投資保険におけるてん補内容、てん補事由、保険設計、保険契約条件、手続的事項等に関する取扱いをまとめたものです。海外投資保険のお申込み時等にご活用ください。

なお、本書は保険契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。契約内容は、約款（特約を締結する場合は当該特約を含みます。）、運用規程その他の規程によって定められます。これら規程の詳細は、NEXI HP

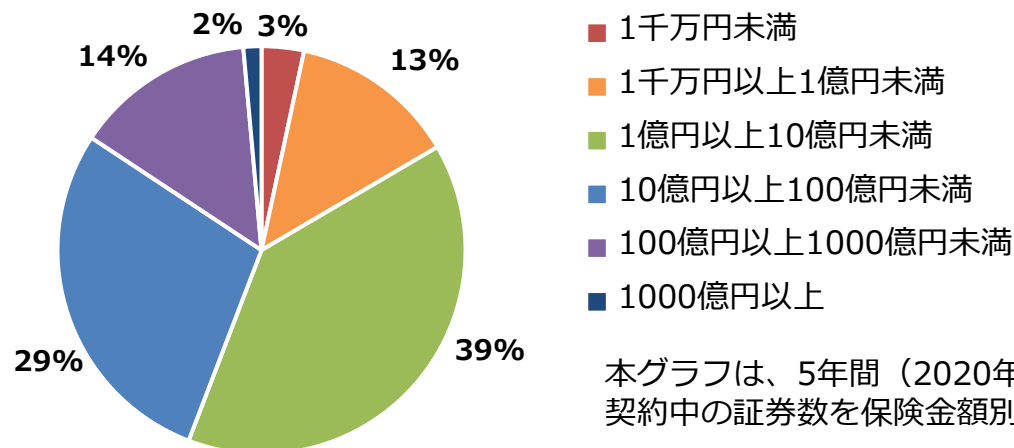
(<https://www.nexi.go.jp/regulation/>) よりご確認ください。

海外投資保険の3つのポイント

- 日本企業による海外投資（株式等の取得、不動産等の取得）が対象です。
- 既に取得している株式や資産についても、お申込みが可能です。
- 契約当事者の責めに帰さない事由（非常危険）の発生により、投資者である日本企業が被る損失をてん補します。



【ご参考】保険金額の構成比（証券数ベース）



本グラフは、5年間（2020年～2024年度）の各年度末において契約中の証券数を保険金額別に集計したものです。

NEXIではOECDのカントリーリスク専門家会合で決定されたリスク分類に基づき、国・地域ごとに**A~H**のリスクカテゴリーを設定しています。

OECDのリスク分類は、**定量評価**と**定性評価**（下記ご参照）の2つの基準に基づき、評価対象国が対外債務の返済不能に陥るリスクを評価しています。

【定量評価】

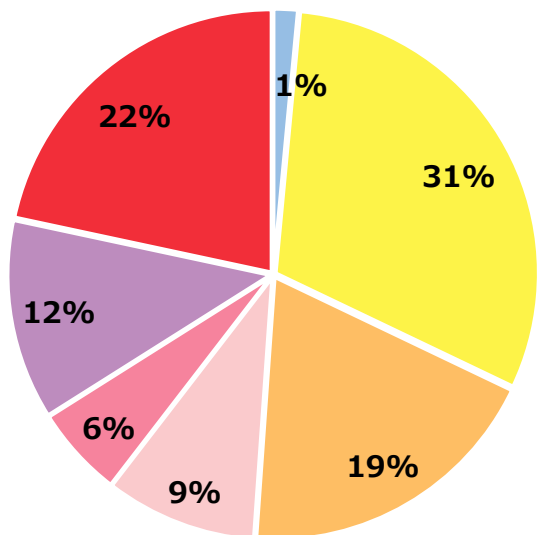
- 債務の支払い状況
- IMFや世界銀行による財務・経済データ
- 世界銀行によるガバナンス評価

【定性評価】

- 左記の定量評価に十分に反映されていない要素（戦争等）に対する専門家の評価

出典：Country risk classification(OECD) <https://www.oecd.org/en/topics/country-risk-classification.html>

【ご参考】 保険契約の国カテゴリー別構成比（証券数ベース、2024年度実績）



※本リスクマップは2026年3月1日時点のものです。

本保険は**日本企業による海外投資（株式等の取得、不動産等の取得）**が対象です。
保険の契約内容は約款、その他関連規程、特約によって規定されます。

<主な関連規程>

| 【法律・政令等】 | 【保険約款等】 | 【共通規程】 |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 貿易保険法・ 貿易保険法施行令・ 貿易保険法施行規則 | <ul style="list-style-type: none">・ 海外投資（株式等/不動産等）保険約款・ 海外投資保険運用規程・ 海外投資保険手続細則・ （ご参考）海外投資保険Q&A | <ul style="list-style-type: none">・ 貿易保険共通運用規程・ 貿易保険の保険料率等に関する規程 |

詳しくは、NEXI HP「貿易保険規程集」（<https://www.nexi.go.jp/regulation/>）をご参照ください。

株式等の取得

- ・ 海外の投資先企業への**出資元本**や、**配当金請求権**を対象とします。
- ・ ここでの「出資」とは、海外における子会社の設立、外国企業との合併会社の設立又は既存の外国企業への出資をいいます。
- ・ 海外の法人を経由して保有する**再投資先企業**についてもてん補することができます（次ページご参照）。
- ・ 「**海外投資（株式等）保険約款**」（以下「株式等約款」といいます。）によって規定されます。

不動産等の取得

- ・ 日本企業が海外で事業を行うために取得した、**不動産や設備に関する権利、鉱業権、工業所有権等**を対象とします。
- ・ 「**海外投資（不動産等）保険約款**」（以下「不動産等約款」といいます。）によって規定されます。

重要語句の説明

<てん補対象企業>

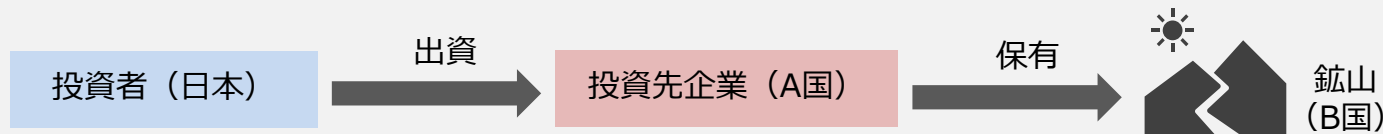
- 保険の対象となる企業を「**てん補対象企業**」といいます。
- **直接投資先企業**だけでなく、**再投資先企業**もてん補対象企業として設定することができ、複数の投資先企業を選択することも可能です。
- てん補対象企業の株式その他の持分であって、お客様の持分に相当する部分を「**対象株式等**」といいます。

<主要な事業資産等>

- てん補対象企業が直接又は間接に保有する**不動産、設備、原材料等に関する権利、鉱業権、工場所有権その他の権利又は利益であって事業の遂行上特に重要なものを「主要な事業資産等」**といい、再投資先企業の株式及び再投資先企業向け貸付金債権を含みます。
- てん補対象企業が第三国において保有する主要な事業資産等に関して発生した非常危険に起因して、てん補対象企業が事業不能等（次ページご参照）に陥り被る損失のてん補をご希望の場合は、**当該主要な事業資産等の所在国をお申込み時に申告いただく必要があります。**

(例) A国所在の投資先企業はB国に鉱山を保有しており、B国において生じた事由によって投資先企業が1か月以上の事業休止に陥った場合に日本の投資者が受ける生じる損失もてん補したい。

→お申込み時に「**主要な事業資産等の所在国**」としてB国を申告ください。



- 本保険では契約当事者の責めに帰さない以下の事由（非常危険）によってお客様が被る損失をてん補します。
- 保険契約では申込み時に「**収用・権利侵害リスク**」、「**戦争・不可抗力リスク**」、「**送金不能リスク**」の区分から選択いただきます（複数選択可）。

収用リスク（p6）：本保険の対象を外国政府等に奪われるリスク

権利侵害リスク（p6）：主要な事業資産等を外国政府等に侵害されるリスク

戦争リスク（p7）：戦争、革命、テロ行為等のリスク

不可抗力リスク（p7）：異常な自然災害、国連制裁、ゼネラルストライキ等のリスク

送金不能リスク（p8）：外国において実施される為替取引の制限等のリスク

<事業不能等>

株式等約款において、権利侵害リスク、戦争リスク、不可抗力リスクは当該リスクに起因して、てん補対象企業が以下のいずれかの状況（「**事業不能等**」といいます）に陥ることが保険事故認定のために必要となります。

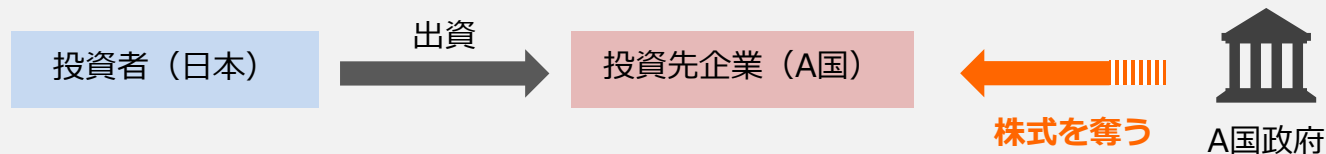
- ✓ 事業の**継続不能**
- ✓ 銀行による**取引停止**
- ✓ **破産手続き**等開始の決定
- ✓ 1か月以上の**事業の休止**

収用リスク

対象株式等若しくは配当金請求権（株式等約款）又は不動産に関する権利等（不動産等約款）を**外国政府等※1に奪われたこと。**

※1：外国の政府又は地方公共団体若しくはこれらに準ずる者をいいます。

（例）A国にて国有化政策が実施され、投資先企業が国有化された。



※ 具体例は出資による投資で、特別の記載がない限り直接投資を前提とします。

また、記載の事例は、てん補リスクをご理解いただくためのイメージであり、実際の保険金のお支払いをお約束するものではありません。保険事故に該当するか否かは、発生した事態をもって査定時に個別に判断します（以下同様です）。

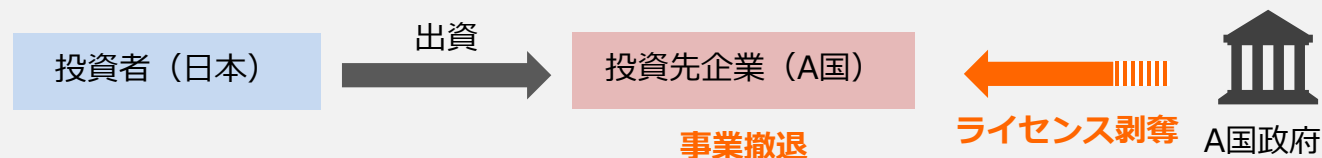
権利侵害リスク

てん補対象企業が、**主要な事業資産等を外国政府等に侵害されたこと※2により事業不能等になったこと（株式等約款※3）。**

※2：国際法又は国内法に照らして違法な行為と同等であることが要件となります。

※3：不動産等約款においてはてん補できません。

（例）日本とA国の関係が悪化し、A国政府は日系企業であることを理由に、投資先企業の営業に不可欠なライセンスを剥奪。その結果、投資先企業は事業撤退を余儀なくされた。



戦争リスク

戦争、革命、テロ行為、その他の内乱、暴動又は騒乱により、

- てん補対象企業が事業不能等となったこと（株式等約款）。
- 不動産等に関する権利等を事業の用に供することができなくなったこと（不動産等約款）。

（例） A国が隣国のB国と戦争状態に陥り、A国内にミサイルが投下された。
ミサイルは投資先企業の工場に着弾し、1か月の事業休止に陥った。

投資者（日本）

出資

投資先企業（A国）

事業休止

← ミサイル投下



B国

不可抗力リスク

異常な自然災害、国連制裁、ゼネラルストライキ等により、

- てん補対象企業が事業不能等となったこと（株式等約款）。
- 不動産等に関する権利等を事業の用に供することができなくなったこと（不動産等約款）。

（例） A国にて極めて稀かつ甚大な規模のハリケーンが発生し、投資先企業の設備が損壊された。
当該被害によって、投資先企業は1か月の事業休止に陥った。

投資者（日本）

出資

投資先企業（A国）

事業休止

← ハリケーン発生



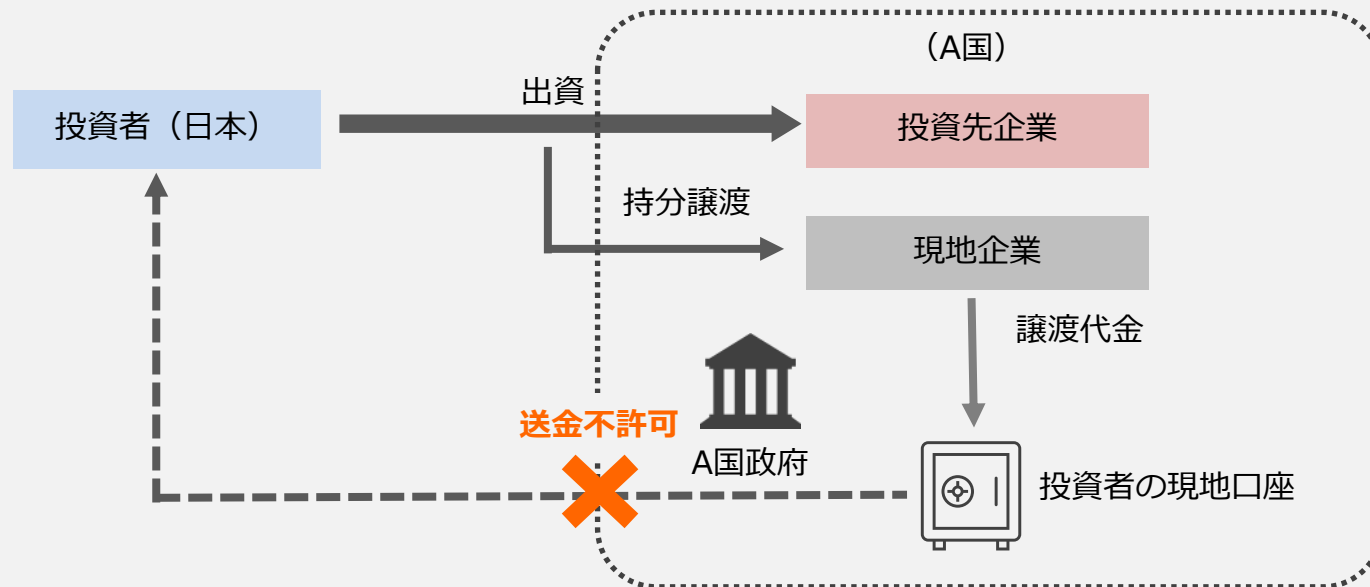
送金不能リスク

外国において実施される為替取引の制限等の事由によって、2か月以上の期間、

- 対象株式等や主要な事業資産等としててん補する再投資先企業の株式等の譲渡代金や配当金（株式等約款）
- 不動産等の売却代金等（不動産等約款）

を日本に送金できなかつたこと。

（例） A国に合併会社を設立したが、事業の業績が悪く撤退を決定。現地企業に出資持分を譲渡し、譲渡代金を日本に送金しようとしたところ、A国政府が新たに導入した規制により、送金が許可されず、送金不能の状態が2か月以上継続した。



保険対象額

以下の3種類から、保険の対象となる金額をお客様のご希望に基づき設定します。

- **送金額** : てん補対象企業の株式等又は不動産に関する権利等の**取得のために実際に要した金額**
 - **評価額** : お客様等（直接投資先及び中間企業を含みます）の財務諸表等において
てん補対象企業の株式等又は不動産に関する権利等の**評価額として計上されている金額**
 - **純資産持分額**※ : てん補対象企業の財務諸表等における**簿価純資産額のうち、お客様の持分金額**
※ : 株式等約款においてのみ選択可能です。
- プレミアム（のれん）付きで株式等又は権利等を取得した場合、プレミアム込みの送金額又は評価額を保険対象額として設定できます。
 - 保険対象額が外貨建ての場合は、**送金日又は保険申込月の一日**の為替レートのいずれかを選択いただき、選択された為替レートをもって邦貨に換算します。また、期間満了更新（p19ご参照）においては、**更新前契約で使用した為替レート**を引き続き選択することも可能です。
 - 換算率及び財務諸表上の建値の変動は、1年ごとに「**対価の額等の見直し**」によって反映させることができます（p17ご参照）。

保険金額

- 保険対象額に**付保率**を乗じた金額を「**保険金額**」といい、**保険事故時にお支払いする保険金の上限となる金額**となります。
- 付保率は**95%以下又は100%**から選択可能です。なお、保険期間中に付保率を変更することはできませんのでご注意ください。
- 付帯する特約や引受審査の状況に応じて**付保率を制限する場合がございます**。

$$\text{保険金額} = \text{保険対象額（建値} \times \text{換算率）} \times \text{付保率}$$

年間保険料

保険金額に保険料率を乗じた金額を年間保険料とし、**1年ごとに前払い**でお支払いいただきます。

$$\text{年間保険料} = \text{保険金額（邦貨）} \times \text{保険料率}$$

- 保険料率は国カテゴリー、てん補対象範囲、てん補事由タイプによって異なります。詳しくは、「貿易保険の保険料率等に関する規程」をご参照ください。
- 保険設計ごとの年間保険料の例は[次ページ](#)をご参照ください。

保険期間



- 保険期間は、新規契約の場合は原則**最短2年、最長30年**の範囲内で自由に設定できます。
- 既存の保険契約が期間満了を迎える際には、**最短1年、最長30年**での更新ができます。
- 原則として、**保険期間中の解約はできませんので、ご注意ください。**
- 新規契約の場合は、**保険契約を締結した月の一日**、期間満了更新の場合は、**既存契約の保険期間満了日の翌日**を、保険期間の開始日とします。

保険設計プラン

- よく利用される保険設計は、想定されるリスクシナリオなどにより、下表の3パターンとなります。
- いずれも**出資元本のみのカバーを前提**としています。配当金請求権のカバーもご希望の場合、保険対象額や保険料率が異なりますので、ご注意ください。
- あくまでも、よく利用される保険設計をご案内しているものですので、保険料率等の一部項目を除き、**お客様のご希望に応じて変更することが可能**です。

| | ①フルカバー | ②スタンダード | ③スリム |
|-----------------|---|--|---|
| 特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 純資産額全体（時価）をカバー ✓ 3事由全てのリスクが想定される | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 純資産額全体（時価）をカバー ✓ 減資や株式売却予定等はなく、送金不能リスクは想定されない | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 資本金のみ（簿価）をカバー ✓ 減資や株式売却予定等はなく、送金不能リスクは想定されない |
| てん補事由 | 3事由 | 2事由 (送金不能リスクてん補なし) | 2事由 (送金不能リスクてん補なし) |
| 保険対象額 | てん補対象企業の純資産額※1 | てん補対象企業の純資産額※1 | 株式取得にあたり送金した額 |
| 為替レート | 保険申込月一日のTTBレート | 保険申込月一日のTTBレート | 送金日のTTBレート |
| 付保率 | 100% | 100% | 100% |
| 保険金額 (円) | てん補対象企業の純資産額※1 ×付保率100% | てん補対象企業の純資産額※1 ×付保率100% | 送金した額×付保率100% |
| (参考) 保険料率※2 | 0.421% | 0.295% | 0.295% |
| (参考) 年間保険料※2 | 5億円×100%×0.421% =2,105,000円 | 5億円×100%×0.295% =1,475,000円 | 3億円×100%×0.295% =885,000円 |

※1 お客様のてん補対象企業に対する出資比率が100%でない場合は、当該出資比率を乗じた金額

※2 てん補対象企業の資本金3億円、利益剰余金2億円、国カテゴリーFの場合

保険事故時は、下記のいずれかのうち、低い方の金額をお支払いします。

損失額 × てん補率 又は **保険金額**

てん補率は付保率が100%の場合は100%、付保率が95%以下の場合は95%となります。

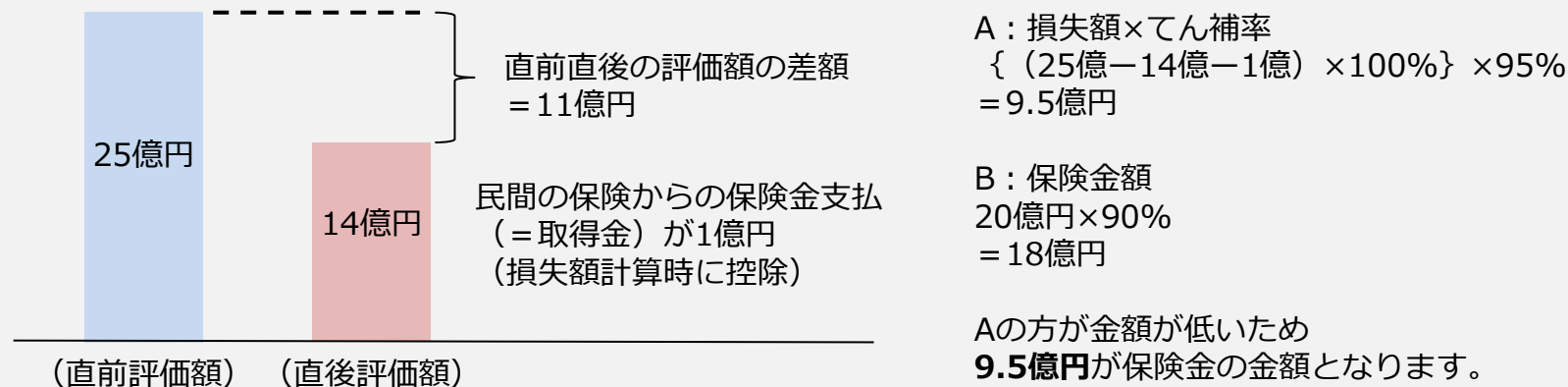
<損失額の確認>

- **損害の発生の直前の評価額と、事由の発生直後の評価額の差額***のうち、保険事故事由と因果関係のあるものが損失額となります。各評価額は、原則として監査済財務諸表にて確認します。

※：送金不能リスクのてん補においては、**日本への送金不能額**とします（直接投資の場合）。

- 下記の金額は損失額より控除します。
 - 保険事故事由の発生によりお客様又は投資先企業が取得した金額（取得金）や取得が可能な金額（取得可能金）
 - お客様又は投資先企業が損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額

(例) 純資産額20億円の投資先企業（お客様が100%株主であるとして）に付保率90%で保険を付保。投資先企業の業績は好調で損害の発生の直前の純資産額は25億円まで増加していたが、事由の発生直後は14億円まで毀損した。その後、当該事由に起因して民間の損害保険によって、投資先企業が1億円の支払いを受けた。



＜再投資スキームにおける損失額の上限＞

再投資先企業をてん補対象企業とする場合には、保険事故発生時の損失額の算定において、**事故直前における、直接投資先及び中間企業の純資産額の、投資者持分に相当する額のうち、最も少ない金額が損失額の上限となります。**

(例) 直接投資先企業を介した、再投資先をてん補対象企業に設定（いずれの企業も、出資比率は100%とします）。保険事故事由の発生により、各社の純資産が下記のように毀損した。

| | | | | |
|---------|------|--|--|--|
| 投資者 | | | | |
| | ↓ 出資 | | | |
| 直接投資先企業 | | | | |
| | ↓ 出資 | | | |
| てん補対象企業 | | | | |

| 【損害の発生の前】 | | 【事由の発生直後】 | |
|-----------|----|-----------|----|
| | | (単位：億円) | |
| 子会社株式 | 10 | 子会社株式 | 0 |
| | | 負債計 | 0 |
| | | 資本金 | 10 |
| | | 純資産計 | 10 |
| 資産計 | 10 | 資産計 | 0 |
| | | 負債・純資産計 | 10 |

| | | | |
|------|----|---------|----|
| 現預金他 | 10 | 一般債務 | 10 |
| 建物等 | 15 | 負債計 | 10 |
| | | 資本金 | 10 |
| | | 剰余金 | 5 |
| | | 純資産計 | 15 |
| 資産計 | 25 | 負債・純資産計 | 25 |

| | | | |
|------|----|---------|-----|
| 現預金他 | 5 | 一般債務 | 10 |
| 建物等 | 5 | 負債計 | 10 |
| | | 資本金 | 10 |
| | | 剰余金 | ▲10 |
| | | 純資産計 | 0 |
| 資産計 | 10 | 負債・純資産計 | 10 |

てん補対象企業の直前直後の純資産額の差額は15億円であるところ、**損害の発生の前における直接投資先企業の純資産持分額（10億円）が損失額の上限となります。**

保険契約締結まで

新規で保険契約を行う場合の手続きのイメージ



<案件相談>

- 保険の付保をご検討の場合は、投資保険部までご相談ください。
- 面談（対面又はオンライン）にて、てん補対象企業の事業内容、リスクシナリオなどをお伺いし適切な保険設計をアドバイスいたします。
- ご相談の窓口はp25をご参照ください。

<Webサービス登録>

- NEXIの保険を初めて利用される場合は、お客様情報の登録が必要です。
- 保険申込ごとに投資先企業及びてん補対象企業の海外商社登録のお手続きも必要です（既に登録済みであれば、お手続き不要です）。
- 登録手続きの具体的な流れは、「保険のお申込み前に必要なお手続き」
（<https://www.nexi.go.jp/procedure/consult/index.html>）をご参照ください。
- 登録手続きにはお時間を要する場合がありますので、お早めの登録をお願いします。

保険契約締結まで（続き）

〈環境審査〉

- NEXIでは、保険の対象となるプロジェクトについて、プロジェクト実施者等による環境社会配慮が適切になされていることを確認しています。
- スクリーニングフォームをご提出いただき、環境社会影響を生じさせる可能性の程度をもとに、プロジェクトを**カテゴリA、B、C**のいずれかに分類します。
- 該当するカテゴリに応じて、確認のための手続きが異なります（p22ご参照）。

| 環境影響 大 ↑ | カテゴリ | 契約前（括弧内はNEXIにて行います） | 契約後 |
|-------------|----------|--|----------------|
| | A | ✓ 環境影響に係る資料のご提出 （環境コンサルタントによる現地実査※） （審査結果の取りまとめ） 通常、6か月以上を要します | ✓ 定期的なモニタリング報告 |
| | B | ✓ 環境影響に係る資料のご提出 （審査結果の取りまとめ） 通常、3か月以上を要します | ✓ 定期的なモニタリング報告 |
| | C | — | — |

※：環境コンサルタントに係る費用は、お客様のご負担となります。

保険契約締結まで（続き）

<引受審査>

- 必要書類（次ページご参照）をご提出いただき、NEXIにて保険引受の審査を行います。
- 申込書等は「海外投資保険の様式」（<https://www.nexi.go.jp/form/investment/index.html>）からダウンロードをお願いします。
- 案件の性質に応じて、その他の資料のご提出をお願いしたり、案件情報をヒアリングしたりすることがあります。

<電子申請>

- NEXIでの引受審査の手続きが完了しましたら、webサービスの電子申請にて、保険申込書等の正式なご提出をお願いします。
- 電子申請の方法やその他操作方法については、webサービス操作マニュアル（<https://www.nexi.go.jp/webservice/use/index.html>）をご参照ください。
- 電子申請にてご提出いただいた保険申込書等をNEXIが受領したタイミングで、保険契約締結となります。

保険契約締結まで（続き）

<必要書類>

- 環境社会配慮のための「スクリーニングフォーム」
- 「海外投資（株式等）保険申込書」又は「海外投資（不動産等）保険申込書」
- 「贈賄防止に係る誓約及び申告書」
- 保険の対象となる投資が実行されたことを証する書類（下表ご参照）

| | | |
|----------------|-----------|---|
| 「送金額」に基づく場合 | 現金を送金した場合 | ✓ 銀行等が発行する送金証明 |
| | 現物出資をした場合 | ✓ 輸出承認証、船積書類及び購入書類 ✓ 当該現物出資に係る価額を証する書類及び会計帳簿 |
| 「評価額」に基づく場合 | | ✓ 当該評価額が計上されている、被保険者等の直近の財務諸表 |
| 「純資産持分額」に基づく場合 | | ✓ 投資先企業の直近の財務諸表 |

なお、以下の書類は、保険申込時のご提出は不要ですが、保管義務の対象となりますのでご注意ください。

- 投資先企業又は再投資先企業（中間企業を含みます）の**定款・投資契約書**（株式売買契約書、合併契約書等）
- 投資受入国政府の**投資許可証**（許可を受けた場合）
- 投資先企業又は再投資先企業（中間企業を含みます）の**事業年度ごとの監査済財務諸表**
- その他**海外投資保険運用規程第20条に定める書類**

原則として、上記の書類は日本語又は英語に翻訳されたものに限りません。

また、財務諸表は、公認会計士又はこれに準ずる者が保証したものをご提出いただきます。

（ただし、NEXIが認めた場合には未監査財務諸表によるお申込みも可能です。）

保険期間中

（例）2026年7月に、保険期間3年で保険を契約した場合の手続きのイメージ



投資に関し**重大な変更**を行った場合：1か月以内にNEXIに通知

<対価の額等の見直し>

- 1年に1回、投資先の純資産持分額又は配当金見込みの実績に合わせて、保険金額を変更することが可能です。
 - 【見直しによって変更できるもの】
 - 適用する為替レート（変更前から±5%以上変動している場合に限りです。）
 - 純資産持分額又は評価額
 - 保険対象額の設定方法（送金額から、純資産持分額又は評価額への変更に限りです。）
- 変更をご希望の場合は、**応当日1か月前の前日までの期間**に、「**海外投資保険 増額・減額承認請求書**」をご提出ください。
- 純資産持分額又は評価額に関する変更の際には、原則として**監査済財務諸表**をエビデンスとしてご提出いただきます。

「**応当日**」とは、保険期間開始日から1年ごとが経過した日を指します。例えば、2026年4月1日に保険期間開始の契約では、各年4月1日が応当日となります。

保険期間中（続き）

<重大な変更>

- 保険契約の締結後に、投資先企業の事業内容の変更等、海外投資の内容を変更し、その変更内容が「重大な変更」に該当する場合には、**当該変更の日から1か月以内、かつ保険期間内**にNEXIに通知いただき、NEXIの承認を受けなければなりません。
- 通知が必要な変更は、**海外投資保険手続細則 別表2**をご確認ください。
- 通知がなされなかった場合には、保険契約が失効することがございます。

<期間満了更新>

- 保険期間満了を迎える投資案件について、再び海外投資保険の付保をご希望の場合は、**当該期間満了日の2か月前**までにお申込みをいただくことで、保険契約の更新が可能です。
- 一部エビデンスの確認に時間を要する等、やむを得ない事情によってお申込みが遅れる場合は、当該申込の期限までにNEXIにご連絡をいただければ、提出期限を延長し、期間満了日の1か月前までとすることが可能です。お申込みが遅れる可能性がある場合は、お早めにNEXIにご相談ください。

【期間満了更新時の必要書類】

- 海外投資保険申込書
- 直近の財務諸表
- 贈賄防止に係る誓約及び申告書

※環境スクリーニングフォームは原則不要ですが、事業の状況に応じてご提出をお願いする場合がございます。

保険事故時

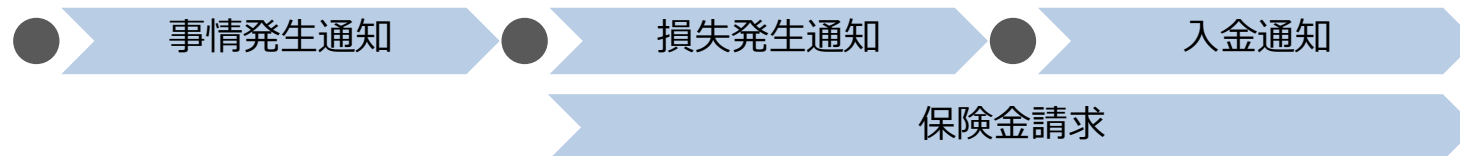
保険事故が発生した場合の手続きのイメージ

損失を受けるおそれが

高まる事情の発生

損失の発生

入金



※損失の発生後はお客様に債権の保全や事故債権の回収に努めていただきます。

<事情発生通知>

- 損失を受けるおそれが高まる事情の発生を知った場合は、**当該事情の発生を知った日から1か月以内**に「**事情発生通知**」をご提出ください。
- 通知が必要な事象は、**海外投資保険手続細則 別表3**をご参照ください。

<損失発生通知>

- 本保険によっててん補されるべき損失発生を知ったときは、**損失の発生を知った日から1か月以内**に「**損失発生通知書**」をご提出ください。

1か月以上の事業休止が発生した場合は、事業が再開された日をもって損失の発生とします。
ただし、NEXIが認めた場合は、事業再開前の日を損失発生日として定めることができます。

保険事故時（続き）

<保険金請求と保険金のお支払い>

- 「損失発生通知書」をご提出いただき、さらに保険金請求に必要な書類と共に「**保険金請求書**」をご提出いただいた後、原則2か月以内に保険金をお支払いします。
- 保険事故の事由により保険金請求書の提出時期が異なります。詳しくは損失発生通知書の提出時にご説明します。
- 保険金の請求期間は、損失発生通知書のご提出以降、**下表の起算日から原則9か月以内**です。なお、請求期間内に保険金請求できない場合には、請求期間の延長が認められる場合があります。詳しくは、NEXI査定グループよりご案内いたします。

| 発生した損失 | 起算日 |
|---|--------|
| <ul style="list-style-type: none"> ✓ 対象株式等 ✓ 不動産等に関する権利等 ✓ 上記の喪失に伴い支払われた金額（例：売却代金） | 損失の発生日 |
| <ul style="list-style-type: none"> ✓ 配当金請求権 | 支払期日 |

<入金通知>

- 損失発生通知書のご提出後、保険金のご請求までに、当該通知書に係る金額について入金があった場合、**入金のあった日から1か月以内かつ、保険金請求前に「入金通知書」**をご提出ください。

環境審査

スクリーニング


 環境レビュー
 (カテゴリ A or Bのみ)

 モニタリング
 (A or Bのみ)

お客様

「環境スクリーニングフォーム」をご提出ください。
 カテゴリ分類を決定するための追加情報をお願いすることもあります。

環境レビューの開始にあたり、「環境社会影響評価報告書 (ESIA 報告書)」及び「環境許可書」等、それらの「開示同意書」をご提出ください。
 必要に応じて、環境レビューに必要な環境・社会に関連する情報等のご提出をお願いします。

環境特約に基づき、保険期間中定期的に、モニタリング情報をご提出ください。

スクリーニングフォームに基づき、対象案件を環境カテゴリA/B/Cのいずれかに分類します。

プロジェクトの概要等について、NEXIのHPに掲載します。
カテゴリC案件はここで終了です。

カテゴリA/Bの場合、環境社会配慮に関する文書の入手状況及び入手文書 (一部) も公開します。
 (保険契約終了まで)

(Aのみ)

 環境コンサルタントの契約
 手続き

3~4週間程度

 ESIA報告書分析
 実査準備

1~2か月程度

(Aのみ)

現地実査

1週間程度

 審査結果の
 取り纏め等

1か月~

- 環境レビュー終了後、当該案件が保険契約の締結に至った場合、環境レビュー結果をNEXIのHPに掲載します。
- 環境レビュー結果を公開する際には、当初ご提出いただいた環境スクリーニングフォームも併せて掲載します。

保険契約締結済みの案件については、特約に基づきモニタリングを実施します。

モニタリング情報のうち、事業地でHP等に公開されている範囲で、NEXIのHPに掲載します。

NEXI

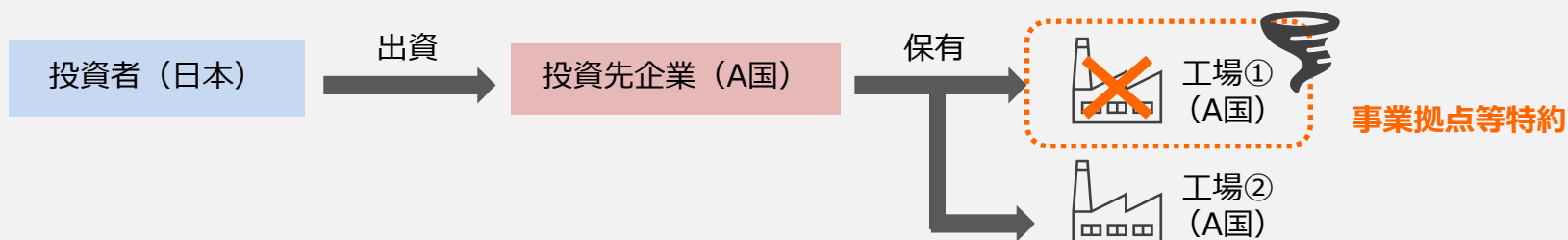
事業拠点等特約

※本特約は、個別案件ごとの事情を踏まえ、NEXIが認めた場合に限り、付帯が可能です。

- 「事業拠点等特約」を付帯することで、てん補対象企業の全ての事業が事業不能等にならない場合でも、事業拠点単位の事業不能等をもって保険事故を認定することができます。
- 事業拠点等が複数ある場合には、てん補対象とする事業拠点等を自由にお選びいただくことができます。
- 本特約を付帯する場合においても、保険契約上の保険金額が、お支払いできる保険金の上限額となります。

(例) A国に投資先企業を設立。投資先企業は同国内に地理的に離れた2か所の工場（工場①、②）を保有している。

→工場①を対象として事業拠点等特約を付帯した場合、
当該工場のみが事業不能等に陥った場合の損失もてん補できます。



<保険料率の割増>

本特約を付帯する場合、**年率0.1%**の割増がかかります。

<付帯の条件>

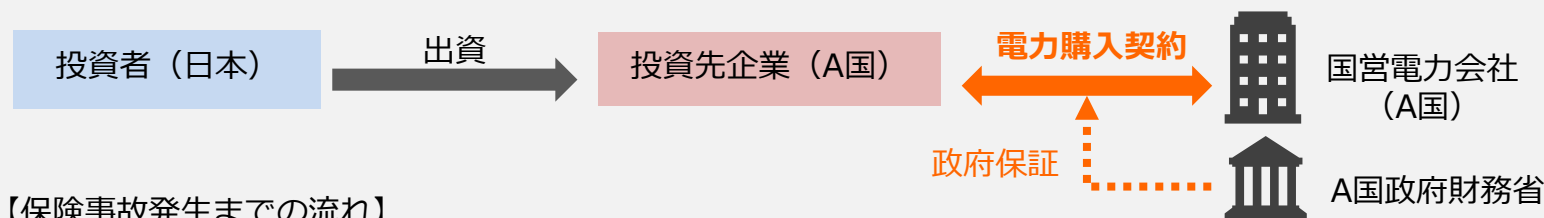
「海外投資（株式等）保険」をご利用の場合であって、**事業拠点ごとの損失を算定可能である場合**（下記ご参照）に限り、**本特約を付帯することが可能です。**

- (例)
- 事業拠点別にB/S等が作成されている場合
 - てん補対象企業の経理台帳等で、事業拠点ごとの資産が区分経理されている場合

契約違反リスク特約 ※本特約は、個別案件ごとの事情を踏まえ、NEXIが認めた場合に限り、付帯が可能です。

- 発電事業案件における電力購入契約（PPA）等、外国政府等との間で結んだ契約について、契約相手方事由による契約解除等によって投資先企業が事業不能等となった場合の損失をてん補します。
- 本特約を付帯する場合、付保率は原則として95%が上限となります。

（例） A国に発電事業を行う投資先企業を設立し、A国を100%株主とする国営電力会社と電力購入契約（PPA）を締結する。



【保険事故発生までの流れ】

- ① 電力購入契約において契約相手方による契約義務不履行発生
- ② 投資先企業よりtermination条項に基づき、契約解除及び国営電力会社への損害賠償請求
- ③ 国営電力公社の損害賠償金の不払い、A国政府財務省による保証契約の不履行

※①～③の一連の事象を踏まえててん補責任を判断します。

<保険料率の割増>

本特約を付帯する場合、**年率0.2%**の割増がかかります。

<付帯の条件>

- ① 契約上の不履行の責任を法的に金銭損害賠償の形で相手方に請求できるもの
- ② 契約の相手方が外国の中央政府、地方公共団体、又は国営企業であること
- ③ 中央政府による履行保証、又は当該国の法令やそれに準ずる制度的な枠組みに基づいて相手国政府にリコースする権利が確保されていること

なお、本特約は原則として投資先企業への融資（シニアローン）に対して海外事業資金貸付保険又は貿易代金貸付保険が付保されていることが付帯要件となります。

保険のお申込み、その他一般的なお問い合わせ

本店 投資保険部
 投資保険第一グループ (東南アジア、中東、米州担当)
 TEL 03-3512-7668
 投資保険第二グループ (その他アジア、大洋州、欧州、アフリカ担当)
 TEL 03-3512-7600

保険事故・回収に関するお問い合わせ

本店 査定・回収部
 査定グループ
 TEL 03-3512-7663
 回収グループ
 TEL 03-3512-7658

受付時間：月～金曜日、9時～12時、13時～17時30分（祝祭日・年末年始を除きます。）

アクセス

<NEXI本店所在地>

〒101-8359

東京都千代田区西神田3-8-1 千代田ファーストビル東館5階

交通

神保町駅 A2番出口から徒歩5分 /
 九段下駅 7番出口から徒歩7分 /
 JR 水道橋駅 西口から徒歩5分

